

証券コード 3421
(発送日) 2026年10月7日
(電子提供措置の開始日) 2026年10月1日

株 主 各 位

東京都大田区矢口二丁目5番25号
株式会社稲葉製作所
代表取締役社長 稲葉 裕次郎

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.inaba-ss.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「IRライブラリ」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「稲葉製作所」または「コード」に当社証券コード「3421」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年10月28日（水曜日）午後5時50分までに到着するようご返送ください。

なお、議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、2026年10月28日（水曜日）午後5時50分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2026年10月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館 4階「朗峰の間」
(<u>会場が前回と異なっておりますので</u> 、末尾の「株主総会
会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないよう
ご注意ください。) |

3. 目的事項

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第79期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）
計算書類報告の件 |
|------|--|

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に株主総会資料を書面でお送りしております。ただし、当該書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項は記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ・ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

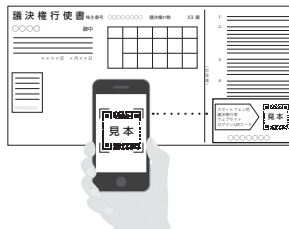
2026年10月28日（水曜日）
午後5時50分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

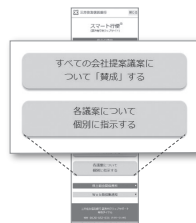


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

The image shows three sequential screenshots of the login page on <https://www.web54.net>.
1. The first screenshot shows the homepage with a '次へすすむ' (Next) button. An annotation points to it: 「次へすすむ」をクリック (Click 'Next').
2. The second screenshot shows the 'ログイン' (Login) page with a text box for the '議決権行使コード' (Proxy Code) and a 'ログイン' button. Annotations point to the code box: 「議決権行使コード」を入力 (Enter proxy code) and the button: 「ログイン」をクリック (Click 'Login').
3. The third screenshot shows the password entry page with a text box for the 'パスワード' (Password) and a '登録' (Register) button. Annotations point to the password box: 「パスワード」を入力 (Enter password) and the button: 「登録」をクリック (Click 'Register'). A note next to the password box says: 実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください (Please set a new password you will actually use).

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

区分	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円)
当連結会計年度	41,468	1,722	2,168	1,546	97.63
前連結会計年度	41,905	1,865	2,197	1,546	95.97
増減率	△1.0%	△7.7%	△1.3%	△0.0%	1.7%

当連結会計年度の国内経済は、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、中東・ウクライナ情勢を巡るリスクの継続、中国経済の停滞、米国の通商政策などの影響を受け、先行き不透明な状況が続きました。

鋼製物置市場においては、新設住宅着工戸数の減少基調が続くなか、物価上昇に伴い個人消費が振るわなかった影響などもあり、市況は弱含みで推移いたしました。オフィス家具市場においては、新しい働き方に対応したオフィスの移転需要やリニューアル需要などが旺盛で、市況は堅調に推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは、新製品のリリースなどによる製品ラインナップの拡充、用途提案などの販売活動の強化・継続とともに、価格改定や案件ごとの採算管理徹底などにより売上高総利益率の改善に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高41,468百万円（前期比1.0%減）、営業利益1,722百万円（前期比7.7%減）、経常利益2,168百万円（前期比1.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,546百万円（前期比0.0%減）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

なお、セグメントの売上高については、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高を記載しております。

セグメントの名称	売上高（百万円）			セグメント利益（百万円）		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
鋼製物置	29,218	27,923	△1,294	2,468	1,939	△528
オフィス家具	12,687	13,545	857	318	641	322
調整額	－	△0	△0	△921	△858	63
合計	41,905	41,468	△437	1,865	1,722	△143

[鋼製物置事業]

鋼製物置事業については、物価上昇の継続による個人消費の伸び悩みの影響を受け、需要は弱含みとなった一方、自然災害リスクへの備えが重視されるなか、企業・自治体などの防災対策需要に適応した、指定建築材料を使用した中型・倉庫製品等の販売が堅調に推移いたしました。また、約50年前より実施している物置勉強会等を通じて構築した全国の販売ネットワークを活用して顧客提案活動を展開し、製品認知度向上、需要確保に取り組みました。

この結果、売上高は27,923百万円（前期比4.4%減）、セグメント利益は1,939百万円（前期比21.4%減）となりました。

[オフィス家具事業]

オフィス家具事業については、コミュニケーションの活性化を図るオープンオフィス化や人材確保などにつながるオフィス移転・改装は増加しており、オフィス環境の見直し需要は好調に推移いたしました。このような状況を踏まえ、当社グループは、積極的な提案営業により受注の積上げに取り組んでまいりました。

この結果、売上高は13,545百万円（前期比6.8%増）、セグメント利益は641百万円（前期比101.1%増）となりました。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した設備投資は、総額3,998百万円であります。主要な設備投資は、富岡工場の生産設備であります。なお、設備投資額には、有形固定資産の他、無形固定資産への投資額が含まれております。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度については、特に記載すべき事項はありません。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 76 期 (2023年7月期)	第 77 期 (2024年7月期)	第 78 期 (2025年7月期)	第 79 期 (当連結会計年度) (2026年7月期)
売 上 高 (百万円)	41,824	42,414	41,905	41,468
営 業 利 益 (百万円)	2,754	3,064	1,865	1,722
経 常 利 益 (百万円)	3,106	3,402	2,197	2,168
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,970	2,441	1,546	1,546
1株当たり当期純利益 (円)	119.54	148.91	95.97	97.63
総 資 産 (百万円)	59,147	60,542	59,467	60,488
純 資 産 (百万円)	42,435	43,570	44,020	44,773
1株当たり純資産額 (円)	2,574.03	2,705.24	2,772.17	2,844.63

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

2. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- ・第76期は、鋼製物置及びオフィス家具の製品価格を2023年1月に値上げを行った一方で、材料・諸資材の価格高騰の影響を吸収すべく、製品価格の値上げによる出荷の落ち込みを最小限に抑えるための営業活動の推進、配送リードタイムの短縮など物流体制の効率化、生産活動の改善・合理化などに取り組み、収益力の強化を図ってまいりました。売上高は、価格改定効果により増収となりました。利益については、増収や粗利益率の改善により営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも増益となりました。
- ・第77期は、製品価格の値上げや物価の高止まりから個人消費が振るわなかった影響による鋼製物置事業の減収分をオフィス家具事業の増収分でカバーできたことから、増収となりました。利益については、増収や粗利益率の改善により営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも増益となりました。
- ・第78期は、鋼製物置事業では建築対応製品（F O R T A）の顧客認知度向上や、高い耐風圧性能を実現したガレージ機種の追加、居住性を備えて様々な用途に対応できる新製品「コモ・スペース」の発売など、製品ラインナップの充実に取り組み、オフィス家具事業では積極的な提案営業により受注の積み上げに取り組んでまいりましたが、個人消費の伸び悩みや価格競争の影響を受け、減収となりました。営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、仕入単価の上昇、生産高低下に伴う原価率の上昇などにより、いずれも減益となりました。
- ・第79期（当連結会計年度）の状況については、「前記（1）事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
イナバインターナショナル 株 式 会 社	50,000	100	オフィス家具の販売
株 式 会 社 共 進	10,000	100	鋼製物置及びオフィス 家具の販売
イナバクリエイト株式会社	20,000	100	レンタル収納及びトラ ンクルーム用パーティ ション等販売

(6) 対処すべき課題

今後の国内経済は、中東情勢の影響を受けた資源価格の高騰、各種原材料の供給不安などのリスクが継続し不安定な状況が続くものと見込まれます。当社グループを取り巻く事業環境においては、鋼製物置事業では、住宅着工の動向や物価上昇に伴う個人消費の伸び悩みにより、引き続き需要の弱含みが予想されます。オフィス家具事業では、働き方の多様化や人材確保に向けたオフィスのリニューアル需要が引き続き堅調に推移することが見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは、鋼製物置事業では防災対策や各種事業用途への活用にも適応した高付加価値製品のラインナップ充実、オフィス家具事業では多様化する働き方に対応する競争力のある製品展開、両事業共通してグループ丸での提案型営業の強化により需要創出に努め、収益基盤の拡大を推進してまいります。また、生産移管による3工場生産体制適正化の継続及び製造・物流の効率化効果の具体化、徹底したコスト管理と品質・生産性の向上、保有資産を活用した収益機会創出の取り組み推進などにより、事業基盤の強化・多様化を進めてまいります。

これらの取り組みを通じて収益力を向上し創出したキャッシュは、将来の利益成長に繋げる設備、開発、人的資本など経営資源への投資、株主の皆さまへの還元へ、戦略的に配分してまいります。

株主の皆さまのご期待に応えるべく、透明性のある経営と中長期的な企業価値向上に全力を尽くしてまいります。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2026年7月31日現在)

当社グループの事業は、鋼製物置、ガレージ・倉庫及びオフィス家具の製造販売並びにこれに附随する業務であり、大別すると鋼製物置事業とオフィス家具事業から成っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 : 東京都大田区矢口二丁目5番25号

営業所: 札幌営業所 (北海道札幌市) 仙台営業所 (宮城県仙台市)

東京営業所 (東京都大田区) 千葉営業所 (千葉県柏市)

静岡営業所 (静岡県焼津市) 名古屋営業所 (愛知県犬山市)

大阪営業所 (兵庫県西宮市) 広島営業所 (広島県広島市)

福岡営業所 (福岡県福岡市)

工場 : 富岡工場 (群馬県富岡市) 柏工場 (千葉県柏市)

犬山工場 (愛知県犬山市)

配送センター:

札幌配送センター (北海道札幌市)

函館配送センター (北海道函館市)

東北配送センター (宮城県仙台市)

郡山配送センター (福島県郡山市)

北関東配送センター (群馬県前橋市)

柏配送センター (千葉県柏市)

新潟配送センター (新潟県新潟市)

石川配送センター (石川県金沢市)

福井配送センター (福井県福井市)

長野配送センター (長野県長野市)

静岡配送センター (静岡県焼津市)

犬山配送センター (愛知県犬山市)

大阪配送センター (兵庫県西宮市)

岡山配送センター (岡山県岡山市)

広島配送センター (広島県広島市)

山口配送センター (山口県山口市)

高松配送センター (香川県高松市)

松山配送センター (愛媛県松山市)

福岡配送センター (福岡県福岡市)

熊本配送センター (熊本県熊本市)

宮崎配送センター (宮崎県宮崎市)

鹿児島配送センター (鹿児島県鹿児島市)

(2) 主要な子会社の事業所

イナバインターナショナル株式会社（東京都渋谷区）

株式会社共進（群馬県前橋市）

イナバフリエイト株式会社（東京都品川区）

(9) 従業員の状況（2026年7月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減(名)
鋼 製 物 置	689 (82)	21 (△17)
オ フ ィ ス 家 具	335 (37)	△8 (3)
全 社 （ 共 通 ）	55 (2)	△7 (2)
合 計	1,079 (121)	6 (△12)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数欄の括弧内は、臨時従業員の年間平均雇用人数で、外数であります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない
管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
839 (112)	△15 (△11)	42歳0ヶ月	19年10ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数欄の括弧内は、臨時従業員の年間平均雇用人数で、外数であります。

(10) 主要な借入先の状況（2026年7月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2026年7月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 17,022,429株 |
| (3) 株主数 | 20,113名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
株 式 会 社 イ ナ バ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	4,433	27.99
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （信託口）	791	4.99
稲 葉 明	565	3.57
稲 葉 茂	509	3.21
稲 葉 製 作 所 取 引 先 持 株 会	491	3.10
秋 本 千 恵 子	475	3.00
稲 葉 進	448	2.82
稲 葉 常 雄	376	2.37
株 式 会 社 リ ソ ナ 銀 行	361	2.28
瀬 間 京 子	243	1.54

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,189,413株あります。なお、自己株式（1,189,413株）には、取締役（ただし、社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式93,400株は含まれておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点第3位を切り捨てて算出しており、持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 （社外取締役を除く）	35,300株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容については、「4. (3) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は任期満了により退任した取締役（社外取締役を除く）に対して交付された株式を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲 葉 裕 次 郎	営業本部長
常 務 取 締 役	田 中 茂 樹	製造本部長
常 務 取 締 役	武 田 浩	管理本部長兼総務部長
取 締 役	齋 藤 健 太 郎	技術本部長
取 締 役	佐 伯 則 和	特命事項担当
取 締 役	三 村 勝 也	三村勝也公認会計士税理士事務所所長 株式会社アクセル社外取締役 [監査等委員]
取 締 役	野 崎 清 二 郎	
取 締 役	壽 藤 里 絵	税理士法人山田＆パートナーズパートナー ニッセイプラス少額短期保険株式会社社外 監査役
常 勤 監 査 役	杉 山 治	
監 査 役	稲 垣 光 司	
監 査 役	向 川 政 序	向川政序公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役三村勝也、取締役野崎清二郎及び取締役壽藤里絵は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役稲垣光司及び監査役向川政序は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役杉山治は、当社の管理本部長を経験しており、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役稲垣光司は、金融機関における豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役向川政序は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、上記のほか、「(4) 社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

2025年10月28日開催の第78回定時株主総会において、新たに壽藤里絵氏が取締役に、杉山治氏が常勤監査役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2025年10月28日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、杉山治氏が専務取締役を、堀川朋樹氏が常務取締役を退任いたしました。また、谷口祐彦氏は常勤監査役を辞任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
田 中 茂 樹	常 務 取 締 役 製 造 部 長 兼 柏 工 場 長	常 務 取 締 役 製 造 本 部 長	2025年10月28日
武 田 浩	常 務 取 締 役 経 理 部 長	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長	2025年10月28日
	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 兼 総 務 部 長	2026年3月21日
齋 藤 健 太 郎	取 締 役 技 術 部 長	取 締 役 技 術 本 部 長	2025年10月28日
佐 伯 則 和	専 務 取 締 役 製 造 本 部 長 兼 犬 山 工 場 長	取 締 役 特 命 事 項 担 当	2025年10月28日

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2021年6月1日付けで指名報酬委員会新設に伴い一部改正を行っております。

② 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

ア. 報酬に関する基本方針

当社の役員報酬は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、また業績や企業価値の向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とすることを基本方針として定めています。

この基本方針に基づき、社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成され、社外取締役の報酬は基本報酬のみにより構成されます。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例並びに年2回の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に加え、業績並びに個人の業績貢献度、役割遂行度等を総合的に勘案して決定します。

ウ. 株式報酬に関する方針

中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入した、信託を活用した株式報酬制度により株式報酬を決定します。すなわち、当社が指定する信託（以下、本信託という）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、当社株式という）の取得を行い、取締役に対して当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、取締役が退任した場合に、当社株式及び当社株式を売却換金した金銭を本信託を通じて交付します。

エ. 報酬等の割合に関する方針

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の報酬全体に占める割合については、業績向上のインセンティブとして機能するために適切な割合となるよう決定します。

オ．報酬等の決定の委任に関する事項

基本報酬については、代表取締役社長による報酬配分案に基づき、社外取締役、代表取締役社長、人事担当取締役で構成される指名報酬委員会において協議を行い、取締役会はその協議結果を踏まえ、報酬総額の決議と具体的な報酬配分を代表取締役社長に一任する旨の決議を行い、当該決議に基づき代表取締役社長が決定しております。

株式報酬については、取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じて決定され、株式交付規程の改定については、指名報酬委員会の協議を経て取締役会の決議により決定しております。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役報酬などの総額及び個人別の報酬等の決定方針や、報酬等の決定に対する透明性と公正性を確保するため、社外取締役3名、代表取締役社長、人事担当取締役で構成される指名報酬委員会での事前協議を経たうえで、取締役会で決議しております。

取締役会は、代表取締役社長兼営業本部長稲葉裕次郎に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名報酬委員会がその妥当性について確認しております。

このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		基 本 報 酬	株 式 報 酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	161 (15)	147 (15)	13 (一)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	25 (10)	25 (10)	— (一)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	186 (26)	172 (26)	13 (一)	14 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年10月20日開催の第69回定時株主総会決議において年額350百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役は2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、1996年10月31日開催の第49回定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
3. 2016年10月20日開催の第69回定時株主総会決議において、株式報酬制度の導入に基づき、株式の付与のために支給する金銭債権として、取締役（社外取締役を除く）に対し、上記1.の取締役の報酬限度額とは別枠で年額80百万円以内を支給することについて決議しております。当該株主総会終結時点の対象者の員数は、取締役9名です。
4. 上記の取締役の報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与と相当額27百万円を支給しております。
5. 上記の株式報酬の総額は、当事業年度に費用計上した金額であります。
6. 社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成されております。社外取締役及び監査役（社外監査役含む）の報酬は、基本報酬のみにより構成されております。
7. 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。
8. 監査役杉山治氏は、2025年10月28日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社 外 取 締 役	三 村 勝 也	三村勝也公認会計士税理士事務所所長 株式会社アクセル社外取締役【監査等委員】	特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	壽 藤 里 絵	税理士法人山田＆パートナーズパー トナー ニッセイプラス少額短期保険株式会 社社外監査役	特別の関係はありません。
社 外 監 査 役	向 川 政 序	向川政序公認会計士事務所所長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	三 村 勝 也	当事業年度において13回開催された取締役会に全回出席しました。主に公認会計士、税理士や社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に対する監督と業務執行に対する助言等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度において2回開催された指名報酬委員会に全回出席し、客観的・中立的な立場で役員の指名報酬等の協議に携わり、適宜必要な発言を行いました。また、社外役員連絡会では、当社経営課題等に対する社外役員間での認識共有を図るなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。
	野 崎 清二郎	当事業年度において13回開催された取締役会に全回出席しました。主に金融機関における豊富な経験や社外役員としての高い見識に基づき、経営全般に対する監督と業務執行に対する助言等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度において2回開催された指名報酬委員会に全回出席し、客観的・中立的な立場で役員の指名報酬等の協議に携わり、適宜必要な発言を行いました。また、社外役員連絡会では、当社経営課題等に対する社外役員間での認識共有を図るなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	壽 藤 里 絵	当事業年度において13回開催された取締役会のうち、就任以降の全回にあたる10回に出席しました。主に税理士、社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に対する監督と業務執行に対する助言等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度において2回開催された指名報酬委員会のうち、就任以降の全回にあたる1回に出席し、客観的・中立的な立場で役員の指名報酬等の協議に携わり、適宜必要な発言を行いました。また、社外役員連絡会では、当社経営課題等に対する社外役員間での認識共有を図るなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。

地位	氏名	出席状況及び発言状況
社 外 監 査 役	稲 垣 光 司	当事業年度において13回開催された取締役会に全回出席しました。主に金融機関における豊富な経験と企業経営の経験者としての幅広い視野と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。 当事業年度において16回開催された監査役会に全回出席し、監査結果についての意見交換等、企業経営の見地から適宜必要な発言を行いました。また、社外役員連絡会では、当社経営課題等に対する社外役員間での認識共有を図るなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。
	向 川 政 序	当事業年度において13回開催された取締役会に全回出席しました。主に公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。 当事業年度において16回開催された監査役会に全回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜必要な発言を行いました。また、社外役員連絡会では、当社経営課題等に対する社外役員間での認識共有を図るなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役ともに、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する金額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、当社及び連結子会社の取締役並びに監査役の全員（以下、役員等といいます）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈賄罪などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、すべての保険料については、全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,600
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,600

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務遂行することが困難となる等、解任または不再任が必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合、または監督官庁から監督業務停止処分を受ける等して、会社法第340条第1項各号に該当する場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任について、従前の監査状況や当該会計監査人との面談等に基づき検証を行い、解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[29,822,585]	流 動 負 債	[13,252,551]
現 金 及 び 預 金	13,445,607	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,115,900
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,812,109	電 子 記 録 債 務	5,959,781
電 子 記 録 債 権	2,902,718	未 払 法 人 税 等	489,795
有 価 証 券	3,598,830	契 約 負 債	178,858
商 品 及 び 製 品	2,310,793	賞 与 引 当 金	390,220
仕 掛 品	539,293	そ の 他	4,117,994
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	625,150	固 定 負 債	[2,462,849]
そ の 他	593,566	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	27,340
貸 倒 引 当 金	△5,482	役 員 株 式 給 付 引 当 金	107,211
固 定 資 産	[30,666,196]	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,086,986
有 形 固 定 資 産	(26,540,445)	そ の 他	1,241,312
建 物 及 び 構 築 物	8,630,050	負 債 合 計	15,715,401
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,630,446	純 資 産 の 部	
土 地	11,629,357	株 主 資 本	[44,167,084]
建 設 仮 勘 定	533,954	資 本 金	(1,132,048)
そ の 他	116,635	資 本 剰 余 金	(763,500)
無 形 固 定 資 産	(430,072)	利 益 剰 余 金	(44,360,531)
そ の 他	430,072	自 己 株 式	(△2,088,995)
投 資 そ の 他 の 資 産	(3,695,678)	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	[606,296]
投 資 有 価 証 券	1,759,338	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	264,307
退 職 給 付 に 係 る 資 産	943,466	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	341,988
繰 延 税 金 資 産	276,799	純 資 産 合 計	44,773,380
そ の 他	716,110	負 債 ・ 純 資 産 合 計	60,488,781
貸 倒 引 当 金	△35		
資 産 合 計	60,488,781		

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		41,468,624
売 上 原 価		31,415,164
売 上 総 利 益		10,053,459
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,331,196
営 業 利 益		1,722,263
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	64,642	
受 取 配 当 金	13,087	
作 業 く ず 売 却 益	191,561	
電 力 販 売 収 益	94,269	
雑 収 入	117,696	481,257
営 業 外 費 用		
電 力 販 売 費 用	27,916	
雑 損 失	6,850	34,766
経 常 利 益		2,168,753
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	68,886	
固 定 資 産 売 却 益	4,115	
保 険 解 約 返 戻 金	17,800	90,801
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	305	
固 定 資 産 除 却 損	15,737	16,043
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,243,512
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	687,596	
法 人 税 等 調 整 額	9,903	697,499
当 期 純 利 益		1,546,012
親会社株主に帰属する当期純利益		1,546,012

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[25,333,013]	流 動 負 債	[10,522,719]
現 金 及 び 預 金	9,237,187	支 払 手 形	9,061
受 取 手 形	19,907	電 子 記 録 債 務	4,857,668
電 子 記 録 債 権	3,710,840	買 掛 金	1,580,792
売 掛 金	5,015,020	未 払 金	2,533,333
有 価 証 券	3,598,830	未 払 費 用	553,702
商 品 及 び 製 品	2,177,535	未 払 法 人 税 等	359,408
仕 掛 品	425,339	契 約 負 債	1,848
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	612,310	預 り 金	212,804
そ の 他	536,043	賞 与 引 当 金	302,601
固 定 資 産	[29,176,379]	そ の 他	111,497
有 形 固 定 資 産	(25,557,557)	固 定 負 債	[2,201,017]
建 物	7,485,354	退 職 給 付 引 当 金	1,125,842
構 築 物	290,641	役 員 株 式 給 付 引 当 金	107,211
機 械 及 び 装 置	5,531,191	受 入 営 業 保 証 金	933,133
車 両 運 搬 具	86,342	そ の 他	34,830
工 具、器 具 及 び 備 品	93,614	負 債 合 計	12,723,737
土 地	11,567,454	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	502,959	株 主 資 本	[41,522,010]
無 形 固 定 資 産	(389,654)	資 本 金	(1,132,048)
ソ フ ト ウ エ ア	382,985	資 本 剰 余 金	(763,500)
そ の 他	6,669	資 本 準 備 金	763,500
投 資 そ の 他 の 資 産	(3,229,167)	利 益 剰 余 金	(41,715,456)
投 資 有 価 証 券	1,712,658	利 益 準 備 金	283,012
関 係 会 社 株 式	105,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	41,432,444
前 払 年 金 費 用	588,168	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	234,036
繰 延 税 金 資 産	286,442	別 途 積 立 金	29,397,500
保 険 積 立 金	414,088	繰 越 利 益 剰 余 金	11,800,908
そ の 他	122,809	自 己 株 式	(△2,088,995)
資 産 合 計	54,509,393	評 価 ・ 換 算 差 額 等	[263,645]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	263,645
		純 資 産 合 計	41,785,655
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,509,393

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2025年8月 1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,255,859
売 上 原 価		25,521,373
売 上 総 利 益		6,734,486
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,615,845
営 業 利 益		1,118,640
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24,807	
受 取 配 当 金	12,341	
作 業 く ず 売 却 益	187,976	
受 取 家 賃	61,928	
電 力 販 売 収 益	94,269	
雑 収 入	95,000	476,324
営 業 外 費 用		
電 力 販 売 費 用	27,916	
雑 損 失	7,053	34,969
経 常 利 益		1,559,995
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,115	
保 険 解 約 返 戻 金	17,800	21,915
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	305	
固 定 資 産 除 却 損	15,344	15,650
税 引 前 当 期 純 利 益		1,566,260
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	466,150	
法 人 税 等 調 整 額	17,754	483,904
当 期 純 利 益		1,082,355

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月16日

株式会社稲葉製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 倉 克 俊
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 貴 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社稲葉製作所の2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社稲葉製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月16日

株式会社稲葉製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 倉 克 俊
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 貴 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社稲葉製作所の2025年8月1日から2026年7月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月17日

株 式 会 社 稲 葉 製 作 所 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 杉 山 治 ㊟

社 外 監 査 役 稲 垣 光 司 ㊟

社 外 監 査 役 向 川 政 序 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第79期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は348,326,352円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金44円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年10月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役佐伯則和氏は辞任により退任されます。経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	【新任】 はっとり ひろし 服部 弘 (1971年10月2日生)	1994年3月 当社入社 2014年6月 当社犬山工場システム管理課長 2021年10月 当社犬山工場次長（間接担当） 兼ＡＰＩ推進室長 2023年3月 当社製造部次長（システム担当） 2023年11月 当社製造部次長（システム担当） 兼製造管理課長 2024年10月 当社執行役員製造部次長（システム担当） 2025年10月 当社上席執行役員製造部長 2026年4月 当社上席執行役員製造部長 兼システム管理課長（現任）	1,414株
〔取締役候補者とした理由〕 服部弘氏は、犬山工場および本社製造部での豊富な経験と実績を有しております。これまでの豊富な経験と知識は、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	【新任】 【非常勤】 わたなべ えいじ 渡邊 英士 (1968年3月9日生)	1990年 4 月 株式会社サン都市開発入社 1992年 3 月 イナバインターナショナル株式会 社入社 2019年 5 月 同社執行役員大阪支店長 2022年10月 同社取締役大阪支店長 2024年 5 月 同社取締役西日本担当 2024年 8 月 イナバロジスティクス株式会社代 表取締役社長（現任） 2025年 8 月 イナバインターナショナル株式会 社代表取締役社長（現任）	—
	〔取締役候補者とした理由〕 渡邊英士氏は、当社の主要子会社であるイナバインターナショナル株式会社の代表取締役社長として、同社の業績拡大を力強く牽引し、高い経営手腕を発揮しています。同氏のオフィス家具事業における深い知識と知見や、これまでの豊富な経験は、当社グループにおけるシナジーの創出およびガバナンス体制のさらなる強化に大きく資するものと判断し、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、贈賄罪などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役（候補者含む）および監査役のスキル・マトリックス

各取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

なお、●印は、これまでの経験等をもとに特に期待する分野であり、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

		企業経営	業界知見	製造・技術・品質	営業	財務・会計	コンプライアンス 法務	人事労務 人材開発
取締役	稲葉 裕次郎	●	●	●	●	●	●	●
	田中 茂樹	●	●	●			●	●
	武田 浩	●	●		●	●	●	●
	齋藤 健太郎	●	●	●			●	●
	服部 弘		●	●			●	
	渡邊 英士	●	●		●	●	●	●
	三村 勝也		●			●		
	野崎 清二郎	●			●	●	●	●
	壽藤 里絵					●	●	
監査役	杉山 治	●	●			●	●	●
	稲垣 光司	●			●	●	●	
	向川 政序		●	●		●		

以 上

会場ご案内図

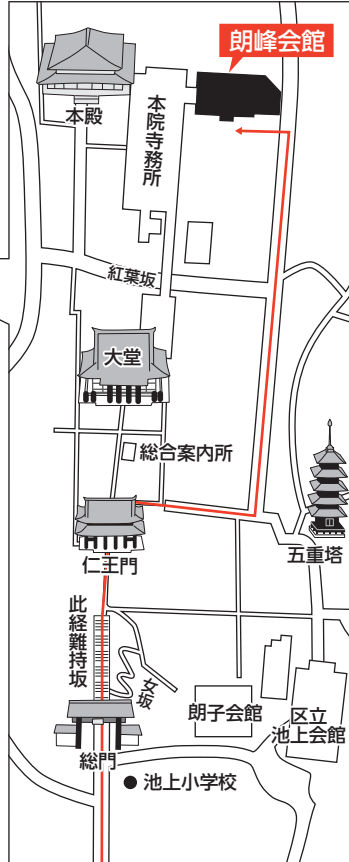
会場 朗峰会館 4階「朗峰の間」
東京都大田区池上一丁目2番1号
電話03-3752-3101

会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

駅から会場までの経路



会場周辺拡大図



交通のご案内

○東急池上線池上駅北口より徒歩14分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

